

墨田区消費者ニュース

令和8年1月発行 第230号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



一人暮らしを始めるときに気をつけたい 5大消費者トラブル

新生活のスタートでつまづかないために次のようなトラブルに気をつけましょう。

退去時の原状回復などの“住宅の賃貸借”トラブル

契約書類の内容や賃貸住宅の現状をよく確認しましょう。



引越しや不用品回収などの“引越し関連”トラブル

引越しサービスの契約時は約款をよく確認し、価格とサービス内容も十分に検討しましょう。

新生活を狙った“訪問販売”トラブル

訪問販売に遭遇したときは、その場で契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近な人などに相談しましょう。

新生活でも気をつけたい“もうけ話”トラブル

うまい話にはすぐに飛びつかないようにしましょう。不要な契約はキッパリ断りましょう。

スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

料金プランやサービス内容を書面でもしっかり確認し、説明を受けましょう。

わからないこと、不安なことがあったら、消費者センターにご相談ください。

資料：国民生活センター イラスト：いらすとや

消費生活相談員の出前講座

消費生活相談員等が講師を勤め、消費者被害に遭わないと
めのポイント等を分かりやすくお話しします。

町会・自治会などの集まりに 見守り活動をしている方
学校の授業や保護者会など

費用：無料

講義時間：1回2時間程度

対象：5名以上の区内の団体

会場：申込団体でご用意ください。

日時：平日の9：00～16：30



消費者センター相談窓口から

「契約中の光回線サービスが終了する。」と言わされて契約したけれど・・・

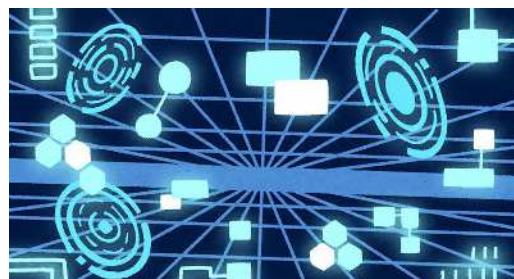
光回線サービスのトラブルに注意！

【相談事例】

半月前に電話があり、「現在利用中の A 社が他社に買収された為、サービスが終了するので連絡した。」と言われた。慌てて勧められた B 社の光回線サービスの契約をして、工事日を決めた。

後日、契約書が送られてきたが、A 社からサービス終了の案内がなかったので疑問に思い、今日、A 社に問合せしたところ、「買収はされていない。」と言われ、電話の説明が嘘だったことが分かった。

B 社のサービスに変更する必要がなかったので契約を解除したい。



イラスト：いらすとや

【アドバイス】

消費者センターではこの事例のほかにも、「料金が安くなるといわれて契約したが安くならなかつた。」「契約中の通信事業者との契約変更だと思ったら、別の通信事業者への乗り換えだった。」など光回線契約に関する相談が増加しています。

光回線サービスの勧誘は、実際にサービスを提供する通信事業者ではなく、代理店が行なうことが多いです。勧誘があってもその場で契約せず、勧誘者の社名や連絡先を確認のうえ、内容をよく確認しましょう。

契約してしまった場合でも、契約書面を受け取った日から 8 日以内であれば、通信事業者の合意なしに解除できる「初期契約解除制度」があります。

(ただし、解除までに利用したサービスの料金、工事費用、事務手数料等は支払う必要があります)

事例は、電話勧誘時に説明された内容と解約する旨を通信事業者 B に申し出るよう助言しました。その結果、「初期契約解除制度」の申し出期間は過ぎていましたが、工事前だった為、費用負担なしで解約することができました。

すみだ消費者センター相談室

相談専用
ダイヤル 5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間……午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

